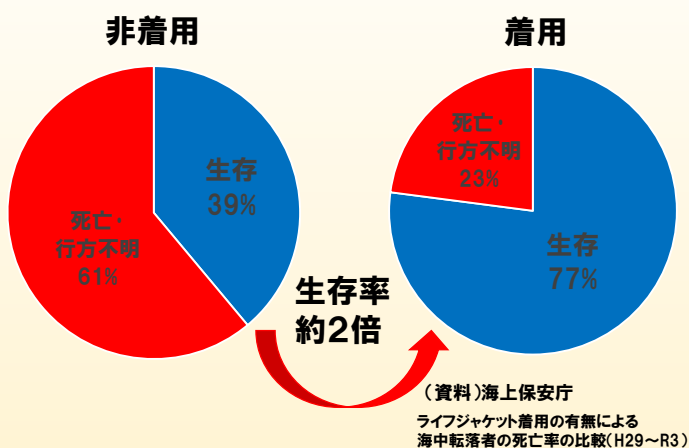


事故ゼロの みやげを乗せて 笑顔の帰港

全国漁船安全
操業推進月間
毎年10月



小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者に
ライフジャケットを着用させる義務があります！



ライフジャケット着用の有無が
海中転落時の**生死**を分ける要因！
浜で待つ**家族**に対する**責任**です。

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。5点以上で免許停止の対象となります。

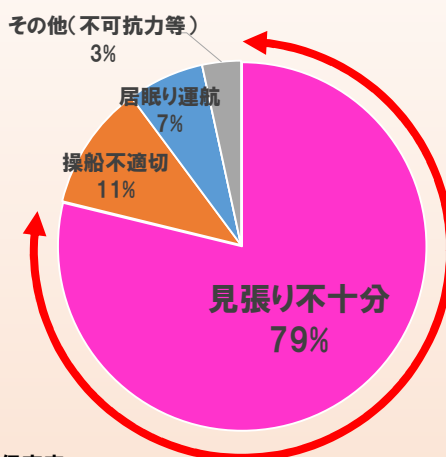


ライフジャケットの着用義務や使いやすい
ライフジャケットの種類等についての詳細は、
国土交通省のホームページへ



漁船海難は衝突事故が最多！
衝突原因の

8割程度が見張り不十分！
操業中も常に見張りを。



(資料)海上保安庁
衝突海難原因別の割合(R3)

衝突事故の回避に有効なAIS(船舶自動識別装置)を搭載した漁船については、保険料の一部助成制度があります。

【保険料の一部助成制度について】
実施主体：日本漁船保険組合
お問合せは、最寄りの漁船保険組合支所へ

